プランコンサルティング利用要件

プランコンサルティング（以下、「本相談対応」という。）をご利用いただくためには、下記の１～４に該当しているかご確認の上、下記５の注意事項を遵守頂くことが要件となります。

１ 下記の（１）（２）（３）のいずれかを満たしていること。

(1) 東京都内で新たな事業展開をめざす創業者※１であること（都外在住の方でも利用可能です）。

(2) 東京都内ですでに事業活動を行う創業者※１であり、都内において主たる事業所を有する開業（法人登記）から概ね５年未満の法人※３の代表者であること。

(3) 東京都内ですでに事業を行う創業者※１であり、納税地が都内である個人事業主であること。

※１創業者とは、創業予定者及び個人事業主又は法人の登記上の代表者として経営経験※2が概ね通算５年未満の方を指します。

※２経営経験とは、業種や事業の形態を問わず、個人事業主や法人の登記上の代表者として事業を実施することです。経営経験の期間とは、税務署への開業届提出日以後の個人事業主の期間及び法人の登記上の代表者としての期間です。個人事業主と法人代表者双方の経験がある創業者は、個人事業主と法人代表者を通算した期間が経営経験となります（代表権の無い社長、雇われ社長、子会社の社長として事業を実施した期間も、経営経験に含みます）。

＜例＞経営経験の通算

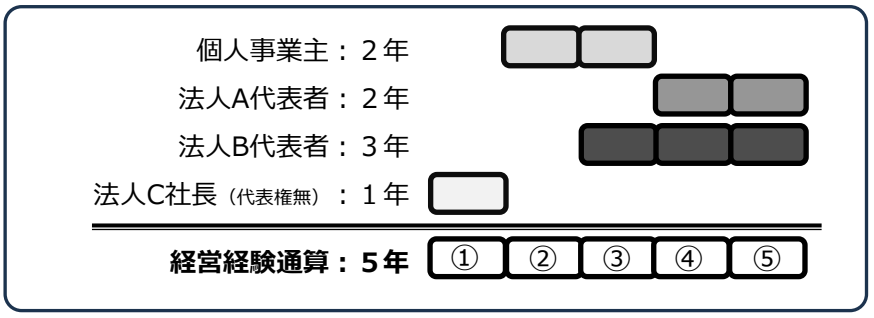

※３ 以下のいずれかに該当する法人であること

業種分類	下記のいずれかを満たす	
	資本金又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・その他	３億円以下	300人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
小売業	５千万円	50人以下
サービス業	５千万円	100以下

●創業者※１による休眠会社の買い取り等による創業などを除外するものではありません。

2 創業する業種が下記の業種に該当しないこと

利用対象外業種	摘要
農業	ただし、以下の業種については、利用対象となる ・荒茶、仕上茶の製造業（製造加工設備を有するものに限る） ・蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る） ・蚕種製造の請負業（製造加工設備を有するものに限る） ・菌床栽培方式きのこ生産業（製造加工設備を有するものに限る） ・苗床栽培方法のかいわれ大根製造業（製造加工設備を有するものに限る） ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業
林業	ただし、以下の事業については、利用対象となる ・素材生産業及び素材生産サービス業 ・製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	ただし、加工まで一貫して行う真珠養殖業は利用対象となる
金融業、保険業	ただし、一部金融業※、保険媒介代理業及び保険サービス業は利用対象となる ※・クレジットカード業、割賦金融業、・金融商品取引業、・商品先物取引業、商品投資顧問業、・補助的金融業、金融附帯業、・金融代理業
卸売業、小売業（飲食店を除く）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業、インターネット付随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 ・店舗型性風俗特殊営業　・無店舗型性風俗特殊営業 ・映像送信型性風俗特殊営業　・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型電話異性紹介営業
飲食業のうち、右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの、または特に高級なもの及び風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの
競輪・競馬等の競走場及び競技団	全業種
競輪・競馬等予想業	全業種
場外馬券及び車券売場	全業種
パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場・スロットマシン場	全業種
芸ぎ業	全業種
興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	全業種
易断所・観相業、	全業種
相場案内業	全業種

利用対象外業種	摘要
サービス業のうち、右に該当するもの	取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの
宗教、政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体	全業種
上記の他、申請に係る事業等の内容が、本支援提供の適切さについて疑義を生じさせる恐れがあると認められるもの	左記については利用対象外 （例）公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法などの、本支援の提供先として適切でないと判断する業態を営むものである場合 （例）商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合

3 下記のいずれかの企業形態であること。ただし、ボランティア等、完全に非営利目的の場合等、ご利用できない場合もあります。

個人、会社法に規定される法人形態、特定非営利活動法人、企業組合、協業組合、士業法人、一般社団法人・一般財団法人、LLP（有限責任事業組合）、法人登記を伴ういわゆる大学発ベンチャー・社内ベンチャー

4 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

5　注意事項

○　起業の形態、相談内容等によっては、支援が受けられない事業があります。

○　本相談対応は、ビジネスプラン（事業計画）作成の支援を行います。ビジネスプラン（事業計画）作成に関係のない相談内容には、支援をお断りすることがあります。

○　暴言・大声・威圧的な態度、過度な要求や執拗な繰り返しなどの行為は相談業務の支障となり、他の創業者へのサービス低下を招くため、以後の相談をお断りします。

○　本相談対応での録音・録画・ライブ配信は許可がない限り禁止します。許可なく録音・録画・ライブ配信されたことが判明した場合、以後の相談対応をお断りします。

○　オンラインで相談される方は、カメラをオンにして、お顔を映してご利用ください。お顔を映していただけない場合は、以後の相談をお断りすることがあります。

○　本相談対応は、意思決定のための助言であり、最終決定・行動等は自己責任にて実施してください。

○　代表者や役員が公序良俗に反する行為をした場合又は公序良俗に反する事業と公社が判断した場合、並びに公社が虚偽の申請と判断した場合、支援を中止します。

○　本相談対応は、利用者に対する認定や承認等を公式に与えるものではありません。本相談対応と関連付けた「認定」「承認」「証明」「推奨」「推薦」等の、他者に誤解を与えるような表現は使わないでください。

○　事業計画書策定支援終了書は、相談者の名義で発行します（連名での発行はいたしません）。